

お客様がお申込みをされ当該契約に係る契約書面を受領した日を含む8日間は、役務契約および関連商品の購入契約について無条件で解約(以下クーリングオフ)することができます。その場合、お客様より受領した受講料その他の金員は速やかにその全額をお返しいたします。また既に一部の役務の提供があった場合でも指導料について何らの支払い義務はありません。なお、関連商品をお申込みの場合で、既に商品が到着している場合の引き取り費用は当社が負担いたします。既に関連商品の代金の一部が支払われている場合は、速やかにその全額をお返しいたします。また商品を使用された場合においても支払い義務はありません。お客様に損害賠償または違約金等を支払う義務はありません。

クーリングオフの効力は、電磁的方法により通知を発信したときから生じます。なお、不実告知や脅迫、困惑されてクーリングオフをしなかったときは、改めてクーリングオフが出来る旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまではクーリングオフが出来ます。

関連商品申込先にクーリングオフをする旨の通知を電磁的方法によって発信することをもって同時に役務申込先との役務契約の解除をしたものとみなされます。

《電磁的方法による通知先》

株式会社 scarpe 電子メールアドレス：yatsugatakebaby@yahoo.co.jp